

インドネシア共和国
公報

No.106, 2021 法務省 特許出願 変更

特許出願に関する
インドネシア共和国法務人権大臣規則 2018 年 38 号の改正
に関する

インドネシア共和国法務人権大臣規則 2021 年 13 号

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

インドネシア共和国法務人権大臣は、

- a. 事業の簡便化、中小・零細事業の保護とエンパワーメント、並びに投資エコシステムの向上に関する規正の改正の取り組みを支援するため、小特許分野の出願の完了プロセスを迅速化する必要があること；
- b. 雇用創出に関する法律 2020 年 11 号第 107 条の規定の履行のため、特許出願に関する法務人権大臣規則 2018 年 38 号を改正する必要があること；
- c. a 項、b 項の検討に基づき、特許出願に関する法務人権大臣規則 2018 年 38 号の改正に関する法務人権大臣規則を定める必要があること；

を検討し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 17 条(3)項；
2. 省に関する法律 2008 年 39 号（インドネシア共和国官報 2008 年 166 号、インドネシア共和国官報補遺 4916 号）；
3. 特許に関する法律 2016 年 13 号（インドネシア共和国官報 2016 年 176 号、官報補遺 5922 号）；
4. 雇用創出に関する法律 2020 年 11 号（インドネシア共和国官報 2020 年 245 号、官報補遺 6573 号）；
5. 法務人権省に関する大統領規則 2015 年 44 号（インドネシア共和国官報 2015 年 84 号）；
6. 既に何度か改正が行われ、最後の改正がインドネシア共和国法務人権省の組織と業務手続に関する法務人権大臣規則 2015 年 29 号に対する改正に関する法務人権大臣規則 2018

年 24 号（インドネシア共和国公報 2018 年 1135 号）により行われたインドネシア共和国法務人権省の組織と業務手続に関する法務人権大臣規則 2015 年 29 号（インドネシア共和国公報 2015 年 1473 号）；

7. 特許出願に関する法務人権大臣規則 2018 年 38 号（インドネシア共和国公報 2018 年 1764 号）

を考慮し、

特許出願に関する法務人権大臣規則 2018 年 38 号の改正に関する法務人権大臣規則

を定めることを決める。

第 I 条

特許出願に関する法務人権大臣規則 2018 年 38 号（インドネシア共和国公報 2018 年 1764 号）の複数の規定を以下のように改正する：

1. 第 83 条と第 84 条の間に第 83A 条を挿入し、以下のようにする：

第 83A 条

小特許は単一の発明にのみ与えられる

2. 第 84 条の規定を以下のように改正する：

第 84 条

実体審査は以下の規定で適用される：

- a. 新規性がある；
- b. 既存の製品または製法の発明の発展であり得る；
- c. 実用上の利益がある；および
- d. 産業上の利用可能性がある。

3. 第 85 条の規定を以下のように改正する：

第 85 条

- (1) 小特許の出願は、出願提出が受理された日から 5 日の期間内に方式審査が行われる。
- (2) (1)項で定められた方式審査の結果により、第 21 条で定められた要件書類に不備があった場合、大臣は補正するよう出願者に書面で通知する。

- (3) 出願者は、小特許の出願が受理された日から遅くとも 28 日の期間内に要件書類の不備を補正しなければならない。
- (4) (3)項で定められた期間内に要件書類の不備が補正されない場合、大臣は書面で出願が取り下げられたとみなすことを通知する。

4. 第 85 条と第 86 条の間に第 85A 条および 85B 条を挿入し、以下のようにする：

第 85A 条

- (1) 小特許の出願公開は、小特許の出願が受理された日から遅くとも 14 日以内に行われる。
- (2) (1)項で定められた公開は公開開始日から 14 日間行われる。

第 85B 条

- (1) 小特許の出願に対する意見および/あるいは不服、説明、および/あるいは反論がある場合、大臣に書面で提出することができる。
- (2) 大臣は(1)項で定められた意見および/あるいは不服、説明、および/あるいは反論を実体審査の段階における追加の検討材料として利用する。

5. 第 86 条(1)項の規定を以下のよう改正する：

第 86 条

- (1) 小特許の実体審査の申請は、小特許出願の提出と同時に費用を課された上で行うことができる。
- (2) 出願者が(1)項で定められた実体審査の申請を提出しない、または費用を支払わない場合、出願は撤回されたとみなされる。
- (3) (1)項で定められた費用の額は、法務人権省で適用される非税国家収入分野の法令の規定に基づく。

6. 第 87 条の規定を以下のよう改正する：

第 87 条

- (1) 小特許出願に対する実体審査は、公開期間の終了後に行われる。
- (2) (1)項で定められた実体審査は、遅くとも受理日から 2 ヶ月以内に開始される。

7. 第 88 条(1)項の規定を以下のよう改正する：

第 88 条

- (1) 大臣は小特許出願の受理日から遅くとも 6 ヶ月以内に小特許出願の認可または拒絶の決定を行う。
- (2) (1)項で定められた決定は、出願人に書面で届けられる。
- (3) (1)項で定められた決定は、電子メディアおよび/あるいは非電子メディアを通じて記録および公開される。

8. 第 103 条と第 104 条の間に第 103A 条を挿入し、以下のようにする：

第 103A 条

本大臣規則が施行開始される際、既に提出され手続中の小特許出願は、特許出願に関する法務人権大臣規則 2018 年 38 号の規定に基づいて処理される。

第 II 条

本大臣規則は法制化の日から施行される。

全ての者が知る事ができるよう、この大臣規則の法制化をインドネシア共和国公報に掲載することを命じる。

ジャカルタにおいて制定

2021 年 1 月 29 日

インドネシア共和国

法務人権大臣

YASONNA H. LAOLY

ジャカルタにおいて法制化

2021 年 2 月 3 日

インドネシア共和国

法務人権省

法令総局長

WIDODO EKATJAHJANA